令和7年度 第2回(9月

川崎市営住宅

募集住戸は、各申込受付期間中に配布する

「入居者募集のしおり【募集住戸編】」をご覧ください。 別冊の

6・9・12・3月に実施します。 定期募集

(募集日程の詳細は、川崎市発行の市政だより等に掲載します。)

申込方法・申込先

- ① 別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」の中から希望する住宅を1つ選ぶ。
- ② 所定の申込書に、申込書記入方法(25~27ページ)を参考にして必要事項を記入する。
- ③ 申込用封筒に「申込書」と「切手(抽選番号通知書等郵送用)」を入れ、封筒をとじる。
- ④ ③の封筒を、申込受付期間中に川崎市住宅供給公社へ郵送又は持参する。

郵送の場合	申込用封筒に記載された金額の切手を貼り、郵送してください。 (各募集回の受付期間最終日の消印有効)
持参の場合 (窓□受付)	川崎市住宅供給公社に設置している受入箱へ投函してください。 受付時間 8時30分~17時15分(土・日・祝休日を除く。) (ただし、募集期間中は公社市営住宅管理課(川崎区公社)のみ、土・日・祝休日も受け付けます。)

【お申込みの際のお願い】

お申込みはできる限り郵送によりお願いします。

ご不明な点は、平日の営業時間内に募集専用電話にお問い合わせください。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。

☎044(244)7578

(土・日・祝休日・12月29日~1月3日を除く。) 8時30分~17時15分

川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目2番地4 川崎砂子ビルディング1階 ホームページ https://www.kawasaki-jk.or.jp



この冊子は、当選後の使用手続まで使用しますので、大切に保管してください。

目 次

1 はじめに
2 申込みにあたって
3 申込みから入居まで
4 申込資格
5 収入基準 (月収額)
6 収入 (月収額) の計算
◇ 給与収入の場合
◇ 年金収入の場合
◇ 事業収入の場合
◇ 控除額(所得から控除する金額) ⋯⋯⋯⋯⋯ 14
7 申込区分等一覧
8 優遇倍率(一般世帯向けのみ適用) 17
9 抽選方法
10 資格審査 20
11 使用手続 2 ⁻
12 住宅の代表的な間取図 22
13 申込書記入方法 25
14 定期募集以外の申込み 28
15 住宅使用料(家賃)のしくみ 29
16 川崎市特定公共賃貸住宅 3 ⁻
17 川崎市営住宅地図 33
別冊 「川崎市堂住宅」入居老墓集のしおり「墓集住戸編」

1 はじめに

11 川崎市営住宅の募集方法について

川崎市営住宅の募集は、次の方法があります。

① 定期募集【抽選】

定期募集は、年4回、6・9・12・3月の一定期間に申込みを受け付け、 抽選により当選者を決定します。

なお、募集日程等の詳細は、かわさき市政だよりや川崎市住宅供給公社 ホームページに掲載します。

② 常時募集【申込順(先着順)】

常時募集は、定期募集において「応募がない等の理由による空家住戸」を、部屋を指定して申込順(先着順)で入居者を募集します。

募集する住戸を記載した「常時募集のしおり」の配布場所、申込方法等については、この冊子の28ページをご覧ください。

③ 車いす使用者向け【登録制】

車いすを使用する方向けの住戸は、随時、登録制による受付を行っています。

登録(申込)方法については、この冊子の28ページをご覧ください。

2 この冊子「入居者募集のしおり【案内編】」について

この冊子「入居者募集のしおり【案内編】」は、申込みの際の注意事項・入居までの流れ・申込資格(収入要件等)等を記載したものです。

当選後の使用手続まで使用しますので、大切に保管してください。

3 別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」について

同封の別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」は、各回の申込期間中に 配布するものです。

定期募集ごとに申込期間、抽選日、募集住戸等が記載されていますので、 申込資格等を確認のうえ、希望する住宅を1つ選び、お申込みください。



2 申込みにあたって

市営住宅に入居するにあたっての重要事項です。
必ずご確認いただき、ご了承のうえお申込みください。

■ 市営住宅について

- 1 住宅に困っている収入の少ない市民の皆様に、安い家賃で住めるよう、市民及び国民の 貴重な税金を使って建設し、運営している住宅です。
- **2** 高齢者や障害者、子育て世帯等については、専用の申込区分や収入基準を緩和するなどして、入居しやすくなっています。
- 3 民間の住宅とは異なり、世帯収入の申告義務や上限基準、退去要件等の様々な規定があります。
- 4 申込後(当選後)、資格審査や入居説明会等があるため、すぐに入居することはできません。
- 5 犬・猫・鳥等の動物類を飼うことや預かること、餌付けすることはできません。 (身体障害者補助犬法第2条に定める身体障害者補助犬を除きます。)
- **6** 住宅使用料とは別に、共益費を支払うこととなっています。

共益費とは、集会所、街灯、階段灯、給水ポンプ、エレベーター等の電気料金、共同水道の使用料金等をいいます。自治会がとりまとめているため、自治会に支払っていただくことになります。金額、支払方法は、住宅によって異なりますので、入居後、自治会に確認してください。

また、自治会を運営するためには、自治会費が必要となります。自治会費についても、入居後、確認してください。

- **7** 入居者が、草刈り、剪定、清掃等の敷地及び建物の管理を行うこととなっています。
- 8 市営住宅は、多くの方が生活されています。他の入居者や周辺の住民の日常生活を阻害する迷惑行為は川崎市営住宅条例(以下「条例」という。)等で禁止されています。
- 9 住宅使用料を滞納する等、条例等で禁止されている事項を行った場合や義務付けられている事項に反した場合は、住宅明渡しの対象となる場合があります。
- 10 前入居者の退去時に設備等の修理や交換・清掃を行っておりますが、すべての設備等について新品への交換をしているとは限りません。

多少の汚れや使用感があっても、機能的に問題がない場合は、清掃のみや、部分的な交換・修理にとどめている場合があります。このため、同じ住宅でも状況や仕様が異なることがあります。

(部分的な交換・修理にとどめている事例)

傷、へこみ、風呂施設の汚れ、壁・スイッチ等の黄ばみ、建具の立て付けが悪い(重い・開けにくい等)

■ 申込書について(注意事項)

- 1 申込みは、1世帯につき1通のみ提出できます。
 - 2通以上の申込書から、申込者及び同居しようとする方の氏名の記載が確認された場合は、すべての申込みが失格となります(一度提出された申込書は、返却いたしません。)。
- 2 申込希望住宅は1戸です。複数の住宅を指定することはできません。 受付後や当選後の申込住宅の変更はできません。

優遇倍率

3 号棟・階数を指定して申し込むことはできません。 ただし、申込区分によって階数の目安が決まっている場合があります。

4 申込時に申込書・切手以外のものを送付しないでください。 申込書には、収入を証明する書類等を添付する必要はありません。添付された場合は、 返却いたしませんのでご注意ください。

5 申込書に記入した内容は、原則として提出後に変更できません。

申込書提出後、転居により住所が変わった場合は、必ず最寄りの郵便局に「転居届」を提出し、住宅供給公社からの通知を受け取れるようにしてください。また、電話番号が変わった場合は、住宅供給公社に連絡をしてください。

連絡がないことによって損害や不利益が発生した場合でも、住宅供給公社では、いかなる責任も負いません。

6 申込資格に関する基準日は、各申込期間の最終日です。

年齢に関する基準日については、別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」2ページを 参照してください。

- 7 内縁関係者と申し込む場合、お互い戸籍上の配偶者がなく、住民票上の続柄が「妻(未届)」又は「夫(未届)」でなければ、申込みできません。
- 8 世帯を不自然に分割又は合併して申し込むことはできません。※DV被害者は除く 夫婦の別居や他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹などとの同居など、不自然な 世帯での申込みはできません。
 - ※ DV被害者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定)とは、配偶者等からの暴力を受けた者のうち、次の①・②のいずれかにあてはまる方が対象です。
 - ① 女性相談支援センター又は女性自立支援施設における保護が終了してから 5 年 以内の方
 - ② 本人が、配偶者等に対し接近禁止命令又は退去命令の申立てを裁判所に行い、 当該命令の効力を生じた日から5年以内の方
- 9 申込書の記入にいつわりがあった場合は、失格となります。また、入居後にいつわり のあることが分かった場合には、住宅明渡しの対象となります。
- 10 申込書の提出後、入居までの間に必要な要件を欠いた場合は、失格となります。 死亡であっても、住宅の種類別に必要となる資格に該当しなくなった場合は、失格となります。
- ||| 結婚予定で婚約者と申し込む場合、婚姻したことを証明する戸籍謄本を使用手続時までに提出できない場合は、失格となります。
- 12 パートナーシップ宣誓予定でパートナーになる方と申し込む場合、宣誓手続中である ことを証明するパートナーシップ宣誓書の写しを資格審査時までに提出できない場合は 失格となり、入居後にパートナーシップ宣誓書受領証を提出できない場合は、住宅の使 用許可の取り消しとなります。
- [3] 優遇倍率を利用して当選された方で、資格審査時に優遇条件を証明する書類の提出ができない場合や資格に該当しない場合は、失格となります。
- 14 申込者及び同居しようとする方が市内近郊に居住可能な住宅を所有している場合は、 申込みできません。

ただし、この冊子の6ページの申込資格すべてに該当する方で、市内近郊に居住可能な住宅を売却予定としている場合は申し込むことはできます。その場合、使用手続時までに売却したことを証明する登記簿謄本等を提出していただきます。提出できない場合は失格になります。

申込みから入居まで

(郵送又は持参) 申込書審査 申込書記載内容の確認 申込資格なし 申込資格あり

○ 申込書の記載内容・申込資格等について、審査を行います。

申込書の着否などのお問合せには、お答えできません。

ずご連絡ください。 指定した期日までに連絡がない場合は、 申込みを辞退したものとみなします。

○ 申込書の記載内容に不明な点がある方

や、申込資格が確認できない方に文書等 で通知しますので、内容を確認のうえ必

抽選番号通知

申込受付

抽選会までに郵送で通知します。

集のしおり【募集住戸編】」をご覧ください。

(失格)

抽選会

申込月の約2か月後

当選通知

(資格審査案内)

資格審查

申込月の約3か月後

○ 必要書類を持参のうえ、公社が指定する日時・場所で、入居資 格の審査を行います(都合が悪い場合は、事前にご連絡ください。)。

当選通知及び資格審査案内を、抽選会後(約3週間後以降)に

○ 抽選会の日や、抽選結果発表日・掲示場所は、別冊「入居者募

○ 電話等による抽選結果のお問合せには、お答えできません。

抽選会当日は申込者等の参加の必要はありません。

郵送で通知します (落選者には通知しません。)。

○ 事前の連絡がなく指定の日時・場所にお越しいただけない場合は、 失格となります。

資格審査の結果、入居資格が確認できない場合も失格となります。

○ 公社が指定する日時・場所で、入居に関しての注意事項等の説明

を行います(都合が悪い場合は、事前にご連絡ください。)。

入居説明会

申込月の約4か月後

使用手続

○ 公社事務所に必要書類や敷金を持参してください。

○ 入居説明会後、部屋を下見していただきます。

○ 原則として、入居説明会後2か月以内に使用手続を行い、引越し ていただきます。

居

使用手続後、10日以内に入居(引越し)をしてください。

4 申込資格

各募集回の基準日(各申込期間の最終日)において、次の申込資格のすべてに該当していることが必要です。

- 1 申込者が成人であること。
- 2 各申込区分に応じた資格を有すること。

単身者向け住宅以外の住宅を申し込む場合は、必ず親族(使用手続時までに婚姻する婚約者、内縁関係にある者又は川崎市パートナーシップ宣誓者を含む。以下「親族」という。)が同居すること。

3 申込者が川崎市内に住んでいること。

基準日時点において川崎市内に住民登録(住民票の写しで証明できること。)があり、居住の実態があること。

なお、市外居住者でも、川崎市内の同一勤務先に引き続き1年以上勤務(海外からの引揚者は1年未満でも可)していれば、居住要件を満たしていることになります。

外国人の方は、中長期在留者で、基準日において在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できることが必要になります。詳しくは、お問合せください。

- 4 次のいずれかに該当する「住宅に困っている」理由があること。
 - ① 部屋が狭い(住宅全体で、台所・トイレ等を除く居住部分が1人当たり4畳以下の場合)。 なお、紹介する市営住宅の居住部分が、1人当たり4畳以下になる場合もあります。
 - ② 家賃が高い(共益費等は含みません。)。
 - ③ 親族以外の他の世帯と同居し、台所又はトイレを共同使用している。
 - ④ 家主から正当な理由により立退きの要求を受けている。 なお、賃貸借契約期間満了による立退きの要求は、該当しません。
 - ⑤ 住居でない建物に住んでいる (店舗・事務所等)。
 - ⑥ 自宅から勤務先まで片道2時間以上かかる(乗換時間は10分として計算します。)。
 - ⑦ 現在、婚約中だが同居できる住宅がない (パートナーシップ宣誓予定を含む。)。
 - ⑧ 住宅がないため、別居中の親族と同居できない。
 - ⑨ その他、風呂場(浴室)がない等、住宅に困っていることが明らかであること。 なお、住宅の老朽化、自立したいため等は、理由に該当しません。
- 5 住民税・家賃の滞納がないこと。
- 6 市営住宅内で、他の居住者と円満な共同生活ができること。
- 7 過去に市営住宅に入居していて、不正入居や使用料滞納等による明渡し請求(条例第25条 第1項)により住宅を明渡した方でないこと。
- 8 申込者及び同居する親族が暴力団員※でないこと。
 - ※ 暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する 暴力団員をいいます。
- 9 世帯の所得月額(月収額)が、定められた基準内であること。
 - · 普通世帯 158,000円以下
 - 特認世帯 214,000円以下 (詳しくは、この冊子の7ページをご覧ください。)

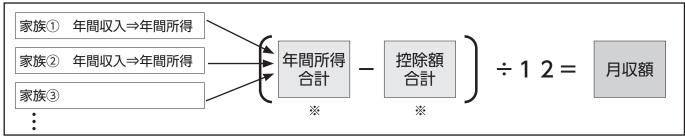
■ 川崎市営住宅の申込資格の特例について

「福島復興再生特別措置法第40条に規定する居住制限者」の方は、申込資格が緩和される場合がありますので、お問合せください。

5 収入基準(月収額)

市営住宅の入居申込みには、世帯の「月収額」が次の基準内であることが必要です。

月収額とは、次のとおり年間所得(入居しようとする世帯全員の1年間の所得合計)から控除額の合計を差し引いた金額を12で割った金額です。



※ 年間所得の計算方法はこの冊子の8~13ページを、控除額はこの冊子の14ページをご覧ください。

月収額の基準

普通世帯

158,000円以下

特認世帯

214,000円以下

特認世帯とは、次のいずれかに該当する世帯です。

高齢者 世帯 60歳以上(単身)の申込者

又は

+

60歳以上の申込者

60 歳以上の同居親族

又は

18 歳未満の同居親族

年齢に関する基準日は、別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」2ページを参照のこと。

心身障害者 世帯

身体障害者手帳(1級~4級)の交付を受けている方

精神障害者保健福祉手帳(1級又は2級)の交付を受けている方

(手帳の交付を受けていなくても、1級又は2級の精神障害を事由とする障害年金証書を提示できる方を含む。)

次のいずれか に該当する方 がいる世帯

最重度から中度の知的障害(川崎市の療育手帳 A1 ~ B1)と判定された方

(手帳の交付を受けていなくても、児童相談所又は障害者更生相談所の総合判定で最重度から中度(川崎市の場合 A1 ~ B1)と認定を受けた方を含む。)

義務教育 終了前の 子がいる 世帯

同居親族に、義務教育(中学校)終了前の子がいる世帯

年齢に関する基準日は、別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」2ページを参照のこと。

なお、上記のほかにも、「戦傷病者」、「被爆者(厚生労働大臣認定)」、「引揚者(厚生労働省社会援護局長認定)」又は「ハンセン病療養所入所者等」の方がいる世帯も該当する場合がありますので、お問合せください。

6 収入 (月収額) の計算

申込みにあたり、次の区分に応じて現在の収入から「月収額」を計算してください。

収入項目	内 訳	参照ページ
給与収入	給料、諸手当、賞与等(非課税の交通費を除く。)	9・10ページ
年金収入	厚生年金、国民年金、企業年金等	11・12ページ
事業収入	事業収入等	13 ページ

■ 計算における注意事項

- 1 一人で同じ種類の収入を2か所以上から得ている場合(例:2社からの給与や2種類の年金等)は、それらの年間収入を合算し、その金額から年間所得を計算します。
- 2 一人で違う種類の収入を得ている場合(例:給与収入と年金収入等)は、収入の種類ごとに年間所得を計算し、それらを合算して年間所得を計算します。ただし、給与収入の年間所得につきましては、年金収入の年間所得により決まる場合があります。詳細はこの冊子の9ページをご確認ください。
- 3 申込時に、同居する親族の中で収入のある方すべて(アルバイト等を含む。)の収入が対象です。
- 4 申込前に退職し、現在無職の場合、退職までの収入は計算に入れません。
- 5 申込後に退職・転職する予定の場合、申込時の収入で計算します。
- 6 現在、休職(休業)中の方は、前年分の収入で計算します。
- 7 復職(復業)した場合は、復職(復業)した月の翌月分からの推定年間収入で計算します。
- 8 所得税法上の課税対象とならない収入(仕送り、障害年金、遺族年金、雇用保険金、労災保険金、休業補償、生活保護の各扶助費、その他課税されない収入)及び合計所得金額に含まれない収入は、計算に入れません。これらの場合は、申込書の「年間(推定)総収入金額」の欄にその種類を記入してください。

また、一時的な収入(株式の譲渡収入等)は、計算に入れません。なお、確定申告を行う株式の配当収入は、継続的な所得のため、収入に算入しますのでご注意ください。

世帯の月収額が収入基準額を超えてしまった方へ

市営住宅以外の川崎市特定公共賃貸住宅をご案内することができます(先着順)

□ 川崎市特定公共賃貸住宅 ⇒ 31・32ページ

お問合せ先 川崎市住宅供給公社 事業部 管理営業課 電話番号 044(230)1759

ホームページ https://www.kawasaki-jk.or.jp

(空家情報は、毎週水曜日の20時頃に更新しています。)

■ 給与収入の場合 会社員・パート・アルバイト・日雇い等

1 現在の職場に、令和6年1月1日以前から勤務している方※

令和6年の「給与所得の源泉徴収票」を参照してください。 (源泉徴収票がない場合は、「2 上記以外の方」を参照してください。)

令和 年分 給与所得の源泉徴収票



※給与収入のほかに年金収入がある 方は、3を参照してください。

2 上記以外の方 令和6年1月2日以後勤務している方

①のいずれかで年間収入を計算し、②で年間収入から年間所得を計算してください。

① 年間収入の計算

勤務開始時期	計算式
ア 現在の勤務先に1年以上勤務している方(源泉徴収票がない方)	申込受付期間最終日時点の過去1年間の年間収入(給料、賞与等の合計。 ただし、交通費を除く。)
イ 現在の勤務先に就職し、現在まで 勤務期間が1年未満で、2か月分以上 (初月を除く) の給料を支給された方	勤務開始の翌月分~申込受付期間最終日時点で支給済の給料 上記期間の月数 × 12 + 支払済みの賞与等
ウ 現在の勤務先に就職し、まだ2か月 分以上(初月を除く)の給料を支給 されていない方	雇用条件により支給される給料× 12 +支払済みの賞与等



年間収入から年間所得を算出してください。 なお、2か所以上から給与等の支払を受けている方は、合計してから年間所得を計算してください。

② 年間所得の計算

(a) 1 (a) 1 (a) 1 (b) 2 (b) 2 (c) 2	▼	
年間収入		年間所得
0円~ 550,999円	年間所得	= 0 円
551,000円~ 1,618,999円	年間収入 - 550,000円	= 年間所得
1,619,000円~ 1,619,999円	年間所得	= 1,069,000円
1,620,000円~ 1,621,999円	年間所得	= 1,070,000円
1,622,000円~ 1,623,999円	年間所得	= 1,072,000円
1,624,000円~ 1,627,999円	年間所得	= 1,074,000 円
1,628,000円~ 1,799,999円	年間収入 ÷ 4,000 = A	A × 4,000 × 0.6 + 100,000 円 = 年間所得
1,800,000円~ 3,599,999円	(Aは小数点)	A × 4,000 × 0.7 - 80,000 円 = 年間所得
3,600,000円~6,599,999円	し以下切捨て人	A × 4,000 × 0.8 - 440,000 円 = 年間所得
6,600,000円~ 8,499,999円	年間収入× 0.9 - 1,100,000円	= 年間所得
8,500,000円~	年間収入 - 1,950,000円	= 年間所得

3 給与収入のほかに年金収入がある方の年間所得について

この場合は、「上記 1 の年間所得又は 2 で計算した給与収入の年間所得を <u>総</u>与 」とし、「11 ページの 2 で計算した年金の年間所得を <u>年</u>金 」として、次の計算をした額が申込書に記入する「給与収入の年間所得」となります。

- ① { 縮写 (10 万を超える場合は 10 万) + 厍金 (10 万を超える場合は 10 万) } 10 万円 = 🖪 *
- ② 給与 B = 給与収入の年間所得

計算例① 給与収入



会社員

現在の勤務先に、令和6年1月 1日以前から勤務

年間収入 2.345.600円



パート

令和7年3月採用3月分 80,000円4月分 90,000円5月分 70.000円

※この例は、6月募集の場合です。



20歳の扶養親族 身体障害者3級



14歳の扶養親族



まず、みんなの年間収入を計算する。



9ページ 参照



年間収入 2,345,600円



年間収入 960,000円

(90,000+70,000)÷2か月 ×12=960,000



年間収入 0円



年間収入 0円

採用月(3月分) は計算に含めな



さらに、それぞれの年間所得を計算する。

年間所得

9ペーシ 参照 **6**5

年間所得 1,560,800円

(2,345,600÷4,000=586.4 (小数点以下切捨て)⇒586 586×4,000×0.7-80,000= 1,560,800



年間所得 410,000円

960,000 -550,000 = 410,000



年間所得 年 0円

(3)

年間所得 0円

年間所得合計 1,970,800円



つぎに、家族の控除額を計算する。

控除額

14ページ 参照



100,000円 (基礎)



380,000円(親族) 100,000円(基礎)



380,000円(親族) 250,000円(特定) 270,000円(障害)



380,000円(親族)

控除額 1,860,000円

よって 月収額は

7ページの月収額の計算<u>式にあてはめると…</u>

年間所得合計 1.970.800_円 控除額合計 1,860,000_円

÷ 12 =

月収額 9,233円

■ 年金収入の場合 国民・厚生・各基金(遺族・障害年金は除く。)

次のいずれかの年金受給を開始した日から「年間収入」を計算します。

令和6年1月1日以前から受給

令和6年分の源泉徴収票を参照

令和6年1月2日以後受給開始

年金証書又は最新の年金振込通知書を参照

「最新の年金振込通知書」の場合

年金振込通知書 以下の金額を、ご指定の預貯金口際に振り込みます。 振り込みは令和 年 月から令和 年 月までの各側数月に行われます。(「振込予定日」は、東面をご覧ください)				
年金の制度・種	類			年金
基礎年金番号		年金コ	− ⊬	
受給権者氏名				
振込先				
各支払期の支払	4額、年金から控	除される額 ^{※1} お	よび控除後振	込額
	令和 年 月から 令和 年 月の 各期支払額	令和 年 月 の支払額	令和 年 月 の支払額	I
年 金 支払額	円	F		円
介 護 ※2 保険料額	円	ار	3	円
この金額	頂(2か月	ごと)×	6 = 1 1	₹分

2 上記1で算出した年間収入から「年間所得」を計算します。

2種類以上の年金を受給している方は、合計した金額により年間所得を計算してください。

受給者の年齢	年間収入	年間所得
	0円~ 1,100,000円	0円
65 歳以上の方	1,100,001円 ~ 3,299,999円	- 1,100,000円 = 年間所得
	3,300,000円 ~ 4,099,999円	× 0.75 - 275,000 円 = 年間所得
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	× 0.85 - 685,000円 = 年間所得
	0円~ 600,000円	0円
65 歳未満の方	600,001円~ 1,299,999円	- 600,000 円 = 年間所得
	1,300,000円 ~ 4,099,999円	× 0.75 - 275,000 円 = 年間所得
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	× 0.85 - 685,000 円 = 年間所得

計算例② 年金収入



68歳 厚生年金 受給中

年間収入 2,500,000円



72歳の扶養親族 国民年金 受給中

「年間いくらだったかな? 2か月ごとに、120,000円 もらっているけど…|

所得税や 介護保険も 含めましょう



それぞれの年間収入を計算する。



参照

年間収入 2,500,000円



年間収入 720.000円

120,000×6か月 =720,000



つぎにそれぞれの年間所得を計算する。

年間所得

11ペーシ 参照

年間所得 1,400,000円

2,500,000-1,100,000= 1,400,000



年間所得 0円

720,000円⇒0円



1,400,000円



つぎに、家族の控除額を計算する。

控除

14ペーシ 参照



100.000円(基礎)



380.000円(親族) 100.000円(老人)

控除額 合計

580,000円



7ページの月収額の計算式にあてはめると…

年間所得合計 1,400,000円

控除額合計 580,000円

 $\div 12 =$

月収額 68,333円 事業収入の場合 個人事業主・委託販売員・生命保険の外交員等の課税対象の収入

事業等の場合は、年間所得金額を次のように計算し、申込書に記入してください。

(年間所得は、税務署へ申告する金額と相違ないもので算出してください。)

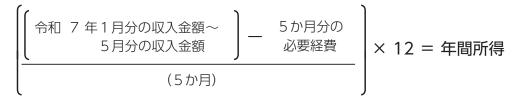
年間所得の計算

事業開始時期	年間所得
1 令和 6 年 1 月 1 日以前から 継続して同じ事業をしている方	令和6年分確定申告書の「所得金額」の合計欄
2 令和 6 年 1 月 2 日以後に事業等を開始し、開始した月の翌月から現在までに 1 年 (12 か月)以上経過している方	次の計算式により年間所得(推定額)を算出してください。 直近
3 令和 6 年 1 月 2 日以後に事業等を開始し、開始した月の翌月から現在までに 1 年未満で 1か月以上経過している方	次の計算式により年間所得(推定額)を算出してください。 (開始の翌月分から申込月の前月までに計上した収入金額) 上記期間の必要経費 上記期間の月数 × 12 = 年間所得



たとえば…

令和6年12月から事業等を開始し、6月申込みの場合



■ 控除額(所得から控除する金額)

次の表より、該当する入居者(遠隔地扶養を含む。)の控除額を算出してください。

ł	控除の種類	控除の対象者	控除額 (1人につき)
1	親族	申込者以外で、市営住宅に入居する方(ただし、出産予定の子は 含みません。)	3 8 万円
2 * 1	遠 隔 地 扶 養 親 族	市営住宅には入居せず、現在も同居していない扶養親族	3 8 万円
3 * 1	特 定 扶 養親 族	配偶者を除く満 16 歳以上 23 歳未満の扶養親族	2 5 万円
4 * 1	老人配偶者 ・老人扶養 親 族	70 歳以上の控除対象配偶者又は扶養親族(遠隔地扶養されている 70 歳以上の方も対象になります。)	10万円
5 * 1	寡 婦	次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、年間所得 500 万円以下の方 ① 次のア・イのいずれかに該当し、扶養親族(子以外)のいる方ア 夫と死別又は離婚した後、婚姻(事実婚も含む。)をしていない方イ 夫の生死が明らかでない方 ② 次のア・イのいずれかに該当し、扶養親族のいない方ア 夫と死別した後、婚姻(事実婚も含む。)をしていない方イ 夫の生死が明らかでない方	27万円 年間所得が 27 万円 未満の場合は、年間 所得が控除額となり ます。
6 * 1	ひとり親	婚姻をしていない又は配偶者の生死が不明な方のうち、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方で、年間所得500万円以下であり、生計を一にする子(年間所得48万円以下で他の所得者の扶養親族になっていない子)がいる方	35万円 年間所得が35万円 未満の場合は、年間 所得が控除額となり ます。
7 * 2	特 別 障 害 者	次の①~④のいずれかに該当する方(手帳等で証明できることが必要です。) ① 身体障害者(1級・2級) ② 精神障害者(1級) ③ 知的障害者(最重度・重度[川崎市判定A1~A2]) ④ 7②と同程度の障害年金受給者、戦傷病者(特別項症から第3項症)、原子爆弾被爆者(厚生労働大臣認定)、常に就床を要し複雑な介護を要する方又は65歳以上で7①②③と同程度であると福祉事務所長の認定を受け証明書を提出できる方	4 0 万円
8 * 2	障害者	次の①~④のいずれかに該当する方(手帳等で証明できることが必要です。) ① 身体障害者(3級以下) ② 精神障害者(2級以下) ③ 知的障害者(中度以下[川崎市判定 B 1 以下]) ④ 8 ②と同程度の障害年金受給者、戦傷病者(第 4 項症以下) 又は 65 歳以上で8 ① ② ③ と同程度であると福祉事務所長の認定を受け証明書を提出できる方	2 7 万円
9	基礎控除	次の①~③のいずれかに該当する方 ① 給与所得がある方 ② 年金所得がある方 ③ 給与所得と年金所得の両方がある方(合計額)	10万円 1人につき9①~③ の年間所得が10万 円未満の場合は、年 間所得が控除額とな ります。

^{※1} この控除は、**所得税法上の認定を受けていることが必要**です(令和7年度市県民税納税証明書または 非課税証明書で確認できること。)。

^{※2 1}人につき控除の種類が2つ以上該当する場合も、あわせて控除することができます。ただし、「7特別障害者」と「8 障害者」を重複することはできません。

7 申込区分等一覧

申込資格(6ページ参照)のほか、募集する住宅の申込区分に応じて次の表の申込資格に当てはまることが必要です(年齢に関する基準日については、別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」2ページを参照してください。)。

なお、各回の募集において、募集しない区分がある場合があります。

No.	申込区分		申込資格
1	【優遇任	般世帯向け 泽率の適用あり] 18 ページ参照)	使用手続時に同居することができる 親族と2人以上 での申込み であること。
		高齢者世帯	次の①及び②に該当していること。 ① 使用手続時に同居することができる親族と2人以上での申込みであること。 ② 申込者が60歳以上で、同居者「全員」が次のアからウまでのいずれかに該当していること。 ア 配偶者(年齢制限なし) イ 60歳以上の親族 ウ 18歳未満の親族
2	世帯向け	心身障害者世帯 ※ 1	次の①及び②に該当していること。 ① 使用手続時に同居することができる親族と2人以上での申込みであること。 ② 次のアからエまでのいずれかに該当する方がいること。 ア 身体障害者手帳(1級~4級)の交付を受けている者 イ 精神障害者(1級~3級)※2 ウ 知的障害者(最重度~軽度[川崎市判定A1~B2])※3 エ 戦傷病者 (恩給法別表第1号表ノ3の第一款症以上の障害を有する者)
3	単身者向け ※ 4		次の①及び②に該当していること。 ① 戸籍上配偶者のいない単身者 であること(DV被害者を除く。)。 ② 次の アからコまでのいずれかに該当 していること。 ア 60 歳以上 イ 身体障害者手帳(1級~4級)の交付を受けている者 ウ 精神障害者(1級~3級)※2 エ 知的障害者(最重度~軽度[川崎市判定A1~B2])※3 オ 生活保護受給者等 カ DV被害者 キ 戦傷病者 (恩給法別表第1号表ノ3の第一款症以上の障害を有する者) ク 原子爆弾被爆者(厚生労働大臣認定) ケ 海外からの引揚者 コ ハンセン病療養所入所者等

No.	申込区分		申込資格
4	単身者向け(60歳未満) (定期使用許可) ※4※6		次の①及び②に該当していること ① 60 歳未満の方で、戸籍上配偶者がいない単身者 であること。 ② 入居日から5年間の定期使用許可を了承していること。
5	多	家族世帯向け	申込者本人を含め、使用手続時に同居することができる 親族の 総数が4人以上 での申込みであること。
6	単身者向け シルバー ※ 4		65歳以上の方で、戸籍上配偶者がいない単身者であること。
7	ハウジング ※ 5 世帯向け		65歳以上の方で、使用手続時に同居することができる親族と 2人での申込み(配偶者又は65歳以上の親族)であること。
8	若年・子育て世帯向け 8 (定期使用許可) ※ 6		未就学児童がいる世帯 次の①及び②に該当していること。 ① 使用手続時に同居することができる 未就学児童(基準日時点) を含む親族と2人以上の世帯 ② ①の未就学児童の高校卒業程度(18歳に達する日以後、最初の 3月31日)までの定期使用許可を了承していること。
			上記以外の世帯 次の①及び②に該当していること。 ① 申込者を含め、 同居親族全員が40歳未満の世帯 であること。 ② 入居日から10年間の定期使用許可を了承していること。
9	特別空家		特別空家とは、入居者が当該住戸内で死亡して発見等された住戸ですが、入居のための補修等は終了しており、通常の住戸と変わりません。 中込区分に応じた申込資格を満たす必要があります。

- **%** 1 身体障害者向けに改良された住宅ではありません。
- ※ 2 精神障害者保健福祉手帳(1級~3級)の交付を受けているか、交付を受けていなくても1級~3級の精神 障害を事由とする障害年金証書(写し)を提出できる方
- ※3 知的障害者(最重度~軽度)と判定され川崎市の療育手帳(A1 ~ B2)の交付を受けているか、交付を受け ていなくても児童相談所又は障害者更生相談所の総合判定において最重度から軽度 (川崎市判定A1 ~ B2) と認定を受けた方
- ※4 単身で入居していただくため、身体上・精神上の著しい障害のため常時介護を必要とされる方で、在宅介護 を受けることが困難な方は、申込みできません。
- ※5 シルバーハウジングとは、緊急連絡設備や団らん室等が設置されているほか、生活援助員等による適切な福 祉サービスが受けられるよう配慮された住宅です。そのため、住宅使用料とは別に福祉サービス費用として、 入居者の収入に応じた金額(月額0円~4,900円)を負担していただきます。
- ※6 定期使用許可は期間の満了によってその効力を失うものです。使用期間が満了する日までに、住宅を明け渡 し(退去)ていただきます。この場合でも、退去手続のほか、修繕費をお支払いただきます。

優遇倍率(一般世帯向けのみ適用) 8

優遇倍率を利用することにより、当選する確率が高まる場合があります。ただし、優遇倍率 を利用するには、「一般世帯向け」区分への申込みかつ次の表のいずれかの「優遇の種類」に該当 する必要があります。なお、優遇倍率はすべて5倍となります。

基準日は、別冊の「入居者募集のしおり【募集住戸編】」 2ページを参照してください。

優遇の種類	優遇倍率を利用する場合の条件・注意事項
5回以上落選	次の2つの条件を満たすこと。 1 川崎市営住宅の公募を申込者が同一人で過去2年度分(令和5年度から令和6年度全8回)のうち5回以上落選していること(継続して落選している必要はありません。)。 2 当選した場合、「当該年度分を除く過去2年度分(令和5年度から令和6年度全8回)」の落選した抽選番号通知書(受付番号票)を5回分提出できること。 (注意) 次の募集分は、落選回数に含まれません。 ・川崎市特定公共賃貸住宅募集分・常時募集分
母子・父子	基準日現在、 配偶者(妻又は夫)のいない申込者 と、その申込者の 20 歳未満の子だけで入居 すること。 (注意)次の場合は、この優遇を受けることはできません。 ・基準日に 20 歳以上の子が 1 人でもいる場合 ・離婚予定や内縁関係者
被爆者	厚生労働大臣の「被爆者認定」(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11 条第1項)を受けている方が入居すること。
引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年経過していない方かつ 「永住帰国者証明書」の交付を受けている方が入居すること。
公 害	基準日現在、川崎区又は幸区に居住していて、「公害医療手帳(川崎市長発行)」の交付を受けている方が入居すること。 (注意)川崎区及び幸区内の市営住宅への申込みには適用されません。
ハンセン病	ハンセン病療養所入所者等(ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に 関する法律第2条)の方が入居すること。

優遇倍率を利用する場合は、必ずお読みください

【優遇倍率】

優遇倍率は、優遇を利用しない場合を1倍として決めています。

例えば、優遇倍率を利用しない方の抽選番号1個に対し、5倍の優遇倍率を利用する方は、 抽選番号が5個付与されることになります。

【申込書の記載方法】

優遇倍率を利用する場合、申込書の「優遇倍率」欄のうち該当する優遇の種類に〇印をしてください(〇**印がない場合は、優遇倍率を利用することはできません**。)。

【注意事項】

優遇倍率を利用して当選した場合は、当選後の資格審査時に優遇倍率を利用する条件を満たしているか書類で証明していただきます(証明する書類の提出ができない場合は、当選されても失格となります。)。

また、次の点にもご注意ください。

- 1 <u>5回以上落選の優遇に〇印をつけた場合</u> **落選を証明する5回分の抽選番号通知書(受付番号票)を提出できない場合、失格**となります。
- 2 複数の優遇を利用して当選した場合 すべての優遇条件を証明できない場合、失格となります。

【複数の優遇倍率を重複して利用する場合の倍率について】

優遇の種類が1つ増えるごとに、1倍ずつ倍率が加わります。

5倍	5回以上落選・母子・父子・被爆者・引揚者・公害・ハンセン病のいずれか1つ
6倍	5倍優遇とその他1つの優遇条件に該当する場合…例)5回以上落選+母子・父子
7倍	5倍優遇とその他2つの優遇条件に該当する場合…例)5回以上落選+母子・父子+被爆者
8倍	5倍優遇とその他3つの優遇条件に該当する場合…例)5回以上落選+母子・父子+被爆者+引揚者

9 抽選方法

■ 抽選会について

抽選会の日時は、別冊の「入居者募集のしおり【募集住戸編】」をご覧ください。

■ 抽選番号について

抽選番号は、1人1つ付番します。

なお、優遇倍率を利用された方は、優遇倍率に応じた数の抽選番号を連番で付番します。

■ 抽選方法について【事例:付番した抽選番号の最大値が「7851」の場合】

1 抽選器による番号決め

抽選器を回して、万・千・百・十・一の各位ごとに抽選番号の最大値を基準として0から9までの10個の 玉出しを行い、各位の番号を順番に決めます。

2 当選順位の決定

1により決定した番号から、次の規則により順番に数字を組み合わせ、すべての抽選番号の当選順位を決めます(優遇倍率を利用して複数の抽選番号を付番されている方は、順位の一番高い抽選番号が有効な番号となります。)。

- ① 各位の1番目の数「3895」が当選順位1位(下表ア)となります(事例のとおり、抽選番号が1万未満の場合は、万の位の番号決めは省略します。)。
- ② 百・十・一の位の1番目の数「895」を固定して、千の位の数を1番目から順にずらしていきます。 「1895」が当選順位2位(下表イ)、「5895」が当選順位3位となります。
- ③ 十・一の位の1番目の数「95」を固定して、百の位の2番目の数「3」にずらし、千の位の数を1番目から順にずらしていきます。「3395」が当選順位8位(下表ウ)、「1395」が当選順位9位(下表エ)となります。一巡したら百の位の数を順番にずらして繰り返します。
- ④ 十の位と一の位の数も、③のとおり1番目から順番にずらして繰り返します。

3 当選順位に応じて当選者の決定

2により決定した当選順位から、募集住戸ごとに順番に当選者を決定します。

(サンプル)抽選器による番号決め									
	万の位	千の位	百の位	十の位	一の位				
1番目に出た数		ア- 3 _{ウ、}	8	9	5				
2番目に出た数		1 イ/ 1 エ-	3//	. * 7	9				
3番目に出た数		5	6	3	7				
4番目に出た数		6	5	2	8				
5番目に出た数		0	1	6	4				
6番目に出た数		2	7	0	1				
7番目に出た数		4	0	8	6				
8番目に出た数		7	9	5	2				
9番目に出た数			4	4	0				
10番目に出た数			2	1	3				

順位の決定
抽選番号
3895 1895 5895 6895 0895 2895 4895 3395* 1395
1895
5895
6895
0895
2895
4895
3 3 9 5 *
1395
:
7 2 9 5 3 8 7 5 1 8 7 5
3875
1875
:
4875 3375 1375
3 3 7 5
1375
:
4 2 1 3 7 2 1 3
7 2 1 3

[※] 当選順位8位は「7895」ですが、付番した抽選番号の最大値が「7851」であり該当番号はないため、 当選順位9位の「3395」の順位を繰り上げします。

■ 抽選結果について

抽選結果(当選番号表)は、川崎市住宅供給公社、区役所、支所、出張所、行政サービスコーナーに掲示するほか、川崎市住宅供給公社ホームページに掲載します。結果公表日は、別冊の「入居者募集のしおり【募集住戸編】」をご覧ください。

なお、抽選結果のお電話でのお問合せは、聞き間違い等が生じるおそれがあることから対応しておりません。

■ 補欠者の繰上げについて

当選者が失格または辞退した場合は、補欠者を補欠順位に従い、繰り上げ当選者とする場合があります。繰り上げ当選者には別途通知します。

10 資格審査

当選者の方は、入居資格の審査(以下「資格審査」という。)を行います。

資格審査を行う日時、場所及び必要書類については、資格審査日の約2週間前までに申込書 に記載の現住所(又は通知郵送先)に郵送により通知します。

資格審査日には、上記の通知書に記載された必要書類等を申込者本人又は同居予定のご家族の 方が持参してください(指定した日時にご都合がつかない場合は、公社までご連絡をお願いします。)。

なお、資格審査の結果、入居資格がないと判明した場合や、公社が指定する資格審査の日時 に無断で欠席された場合は、失格となります。

提出が必要となる主な書類等は、次のとおりです。

■提出・提示が必要な書類

1 住民票【提出】(原本)

入居する方全員の氏名・続柄が記載されているもので、発行日から3か月以内のもの

- (注) 現在別居中で、当選後一緒に入居しようとする親族等(婚約者を含む。)がいる場合は、その親族等が属する世帯全員の住民票が別に必要となります。
- 2 市民税・県民税納税証明書又は非課税証明書【提出】(原本)

入居する方全員のもので、年金・給与等の支払金額、総所得金額、扶養親族、控除金額、納税額、未納額等が記載されたもの(令和7年1月1日時点に住民登録をしていた市区町村の担当課で証明を受けてください。) なお、生活保護受給者の方や収入・所得がない方等は、非課税証明書となります。

- 3 収入を証明する書類【提出】
 - ① 給与所得者の方 … 給与所得者の収入証明書・給与支払証明書等 (勤務開始から1年未満の場合は必要です。)
 - ② 事業所得者の方 … 事業の収支明細書

(事業開始1年未満の方は事業開始翌月から現在までのもの)

③ 年金所得者の方 … 最新の年金源泉徴収票又は年金振込通知書の写し なお、令和6年1月2日以降に退職や廃業した方は、退職証明、廃業届等が必要となります。

4 現在住んでいる住宅についての証明書類

- ① 民間の賃貸住宅 (アパート等) に住んでいる方 (アとイ両方) 【提示】 (こちらで写しをとらせていただきます。) ア 賃貸借契約書の原本 (申込み時から現在までのもの)
 - イ 資格審査の直近3か月分の家賃支払を証明する通帳・領収書・帳面等の原本
- ② 公営住宅に住んでいる方【提出】 市営住宅入居者の方は「市営住宅使用許可書」の写し又は「居住証明書」、県営住宅入居者の方は「県営住 宅入居者決定通知書」
- ③ 親族等の持ち家に住んでいる方【提出】 建物の登記事項証明書(登記簿謄本)
 - ※ 申込状況に応じて上記記載している書類以外を提出していただく場合があります。

■ 入居する方の状況によって必要となる書類(詳しくは、当選者にご案内します。)

- 1 申込者に応じた「確認書類」
- 2 住宅に困っている理由
 - ① 部屋が狭い・浴室がない。 … 間取りを証明する書類等
 - ② 親族以外と同居し、台所やトイレを共同 … 間取りを証明する書類等・居住証明書
 - ③ 立退き要求あり … 立退き証明書(契約期間満了は当条件には該当しません。)
 - ④ 住宅でない建物に居住 … 間取りを証明する書類等・建物登記事項証明書
 - ⑤ 川崎市内の通勤先への通勤に2時間以上かかる。 … 通勤経路を証する書類
 - ⑥ 別居中の親族がいるが同居できる住宅がない。 … それを証する各種書類
 - ⑦ 持ち家売却予定 … 売買契約書・建物登記事項証明書等

11 使用手続

入居資格を有した方は、入居説明会後に入居に必要な手続(使用手続)を行います。

使用手続の際の注意事項は、次のとおりです。

- 1 室内の下見は、空家住戸に限り1回のみ可能です(同じ住宅で募集住戸が複数あった場合、 号棟・階数等を選択することはできません。)。
- 2 緊急連絡人が1名必要となります(緊急連絡人になる方がいない場合はご相談ください。)。
- 3 使用手続完了後は、原則として 10 日以内に入居(引越し)してください。
- 4 使用手続完了後に、鍵を3本お渡しします。マスターキーやスペアキー等はありませんので、 紛失しないよう十分ご注意ください(紛失した場合、鍵交換は自己負担となります。)。
- 5 入居後、「世帯全員の住民票」を提出してください。
- 6 使用手続までに必要な要件を欠いた場合は、失格となります。

また、使用手続の際には、次の書類等を提出してください。

1 請書(指定書式)

2 緊急連絡人届出書(指定書式)

緊急連絡人が1名必要になります。

- ※1 緊急連絡人とは使用者及び入居者(以下「使用者等」という。)と連絡がとれない場合等の緊急時に市が連絡をとることができる人をいいます。
- ※2 緊急連絡人は、市が使用者等と連絡がとれないときに、次の事項について協力するもの とします。
 - ① 使用者等の所在が確認できない場合に、使用者等の安否の確認に協力すること。
 - ② 使用者が滞納した場合に、使用者に市に対して連絡と納付をするよう伝えること。
 - ③ その他使用者による対応が必要となる場合に、使用者に対応するよう伝えること。
- ※3 緊急連絡人は、使用者と市営住宅に同居しない方で、緊急時に連絡がとれる方を指定してください。届出時に住民票等本人確認ができる書類を提出していただきます。
- ※4 緊急連絡人になる方がいない場合は、ご相談ください。

3 敷金の領収書

資格審査後に発行する敷金納入通知書で敷金(入居時の住宅使用料の3か月分)を金融機関で支払い、その領収書で支払を確認します。

4 口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書の依頼者控(指定書式)

毎月の住宅使用料(家賃)は、指定の金融機関の口座振替により支払をお願いします。 入居説明会の際に書類をお渡ししますので、必要事項を記載のうえ、金融機関へ提出をお願いします。金融機関を経由し川崎市が受理したのちに口座振替を開始します。

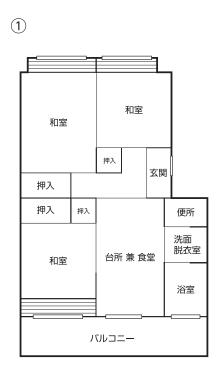
5 その他(必要に応じて、いくつかの書類が必要となる場合があります。)

収入が著しく低額である方、障害者等の世帯については、住宅使用料(家賃)の減免制度を利用できる場合がありますので、公社までご相談ください。

12 住宅の代表的な間取図

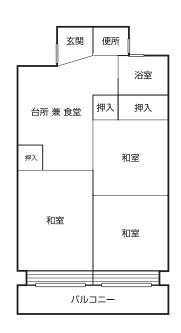
あくまで代表的な間取図となります(住宅によっては、部屋の広さが変わる場合があります。)。 詳しい間取りは、資格審査の結果、入居資格を有した方に入居説明会でお知らせします。

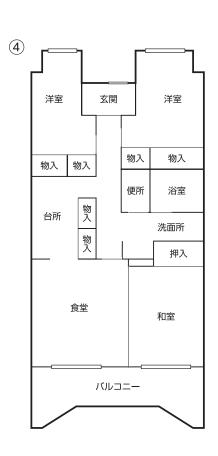
■ 世帯向け住宅



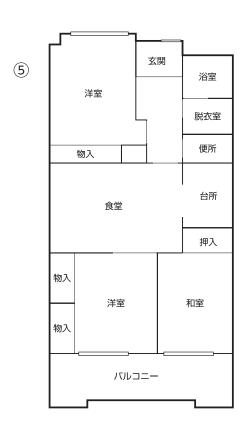


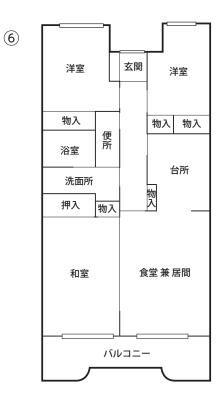
3





七 市営住宅地岡





単身者向け住宅

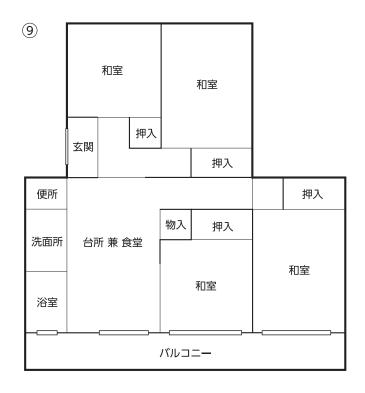
7





8

多家族世帯向け住宅



■ シルバーハウジング 単身者向け

10

世帯向け

■ シルバーハウジング





あ申 た込 ってに

申込書記入方法

この記入倒を参考にして、黒のペン又はボールペンでご記入ください。

- ※黒以外のボールペン、シャープペンシル、消せるボールペンは使用しないでください。
- ※誤って記入してしまった場合は、2本線で消して書き直してください(修正テープは使用しないでください。)。

連絡がとれる番号を記入してください。 申込者の住所・郵便番号を記入してください。 電話番号は、 (整理番号) 公社記入欄 皿 申込日 件 小

涨

年度

小

募集時期

110円切手を封筒に同封してください。

営住宅使用申込書

(宛先) 川崎市住宅供給公社 理事長 私は、この申込書裏面「個人情報の利用について」に同意のうえ、次のとおり市営住宅に使用(入居)の申込みをします。 この申込書(裏面を含みます。)の記載内容に不備がある又は事実と相違する場合や、当選後、必要な書類を提出と、資格がないと判断された場合、 失格とされても異議を申し立てません。 また、川崎市営住宅条例に基づき暴力回員であるかどうか確認するため、川崎市が神奈川県警察本部へ照会すること及び課税台帳・住民基本台帳等により課税所得状況・氏名等の閲覧及び記録をすることに同意します。

住宅名 쌢 中野島多 4 (~ 9 申込コード \triangleleft 申込住宅

(令和5年度から令和6年度 全8回のうち落選年月を5回分記載してください)

上落選

憂遇倍率

生格となります。)印をつけてください(当選した場合、優遇を証明する書類を提出できない場合は 9_B R 6 # 12_B 17から18ページを参照し、優遇資格のある方のみ該当する項目| 6月 R 6年 ы В в 12 д в 6 ф 9 卅 S 募集のしおり[案を

イサゴ カワサキ カワサキ

品極 0000 101 244 ががり荘 044 1-9-50 温点 砂子 0000 X 0000 雪 060 七 雪 画店 電話番号 (日中に連絡できる番号を①に記入) 210-0006 現住所 連絡先

申込書は、提出後に変更できませんのでご注意ください(<u>なず</u>を記載された方が<u>入事そさない場合</u>、失格となる場合があります。)。 入居予定者の情報

障害を有する場合 交付されている 降島の種類、等処	身体			身体級		知的制定		
意と語								
年間所得(円)	1,560,800			410,000				
年間(推定) 総収入金額(円)	2,345,600			960,000		A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O		
	然	年金	事業	か か		蕭庫		
勤務先 採用年月日	EE (H):) [10 件 4月 1日	[正]:	- °	日0 日/ 土17		
収入の 種類等	年 事	給年事無学告 与金業職生雘			(A) 在事無学生 (A) 金業職生(A)			
同別居居		\	\		_			
件		50			49			
年月日	大・闘・平・帝) [դ 4 Ը	⇒·並·圖·¥) #	4 1 0		
続板		⊬≺	ζ	H	₩			
世別	E) (×		(1	X)		
フリガナ 氏 名	カワサキ シロウ			カワサキ ハナコ	二			
		·込:	炯			[

優遇倍 数当ず る項目を○で囲んでください 募集のしおり【案内編】17か (5回以上落選を○で囲んだ場 合は、落選年月を5回分記載 の18ページを参照し、 率を利用する場合は、 してください。)。

いずれかの欄を○で囲んでく だない。

無職を○で 生活保護を受けていて年金や 給与収入のある方は、そのす 申込み時点の収入の種類を○ べてを○
ら
回
と
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が</ で囲んでください。 収入が無ければ、 囲んでください。

今まで川崎市学住宅に 申込みをしたことがありますか

いいえ

(HE)

その日 雇用となった場合や勤務形態 現在の勤務先で採用された年 月日を記入してください (再 変更になった場合は、 を記入してください。)

ハンセン病

引揚者

刪

(1

被爆者

母子・父子

障害年金は除く)や給与収入 等がある方は、金額を記入し 申込時に収入のある方は税込 年間収入を記入してください。 生活保護費・遺族・障害年金は、 生活保護費以外に年金 記入しないでください。 て下さい。

市営住宅地図

収入の計算収入基準

申込区分等

優遇倍率

抽選方法

使資 用格 手審 続査

住宅の代表的

記申 入方書 法

定期募集以外

(家賃) のしくみ

公共賃貸住宅

障害者手帳の交付を受けてい る方や同程度の障害年金を受 給されている方は、記入して くだない。 だない。)。

入居する 親族を全員、記入してください。 「婚約者」と記入してください。 また、パートナーシップ宣誓 (予定を含む)の方は同居する 親族の続柄に「パートナー」と 婚約中の場合の続柄の欄は、 申込者本人を含め、 記入してください。

しかかる

現在 松社 等に遠隔地扶養と届けている 方の人数を記入してください (申込書の裏面にも記入して も同居していない方で、 市営住宅には入居せず、

確認

必ず名称・所在地・電話番号 申込者に勤務先がある場合は、 を記入してください。

年間所得の合計(A) 紹 年 中 中 金 業 作 皿 H 件 盟 生活保護 給年事無学 与金業職生 同居する親族の記入欄が不足する場合や遠隔地扶養者がいる場合は、裏面に記入してください。 同別 居居 Ш 大・昭・平・令 # 黑 (#X

所得を計算

所得のない方や、

S 数数 当沿 袋 袋

身 精 田 田 田

作

밂

生活保護

給年事無 与金業職 場

四 温

2 ⊟

16年

(#X

仆

タロウ

カワサキ 雪

> ПНО to 100

作

大・昭・年 5月

2

皿 |

皿

件

生活保護

与金業職人 給年事無

15

22年5月10日

(X 黑

蘂

雪

蹈

茶

(‡)

十・昭・

III ごぶ

カワサキ

作

片

밂

身体 精神 知

必ず [0] を記入してください。 した結果、0円になった方は、

> 級級 北京

身体 精神 知的 970,800田

詳細は、募集のしおり【案内編】14ページを参照して木ださい。 所得から控除する金額 (世

1	1 親族	2 遠隔地扶養親族	3 特定扶養親族	4 老人配偶者	2 寡婦	6 ひとり親	7 特別障害者	早呈 8	9 基礎控除
当たり	380,000円	380,000円	250,000円	100,	※ 270,000円	※350,000円	400,000円	270,000円	* 100,000円
人数	37	≺	1	~	∀	K		7 1	2人
金額(円)	1,14 0,000	1,14 0,000 0,000 25 0,000 0,000	25 0,000	0,000			/	9,000 27 0,000 200,000	200,000
※年間所得が	※ 年間所得が控除額未満の場合は、年間所	らは、年間所得が控除額	員となります			控除額の合計((B)	1,	,860,000⊞

月収額の算定

月収額 $\div 12 =$ 控除額の 合計(B) ı 年間所得の 合計(A)

[月収額の計算の結果について] 1 小数点以下は、切り捨ててください。マイナスの場合は、0と記入して 2 月収額が、次の金額を超える場合は、申込みできません。 普通世帯の場合158,000円 ・ 特認世帯の場合214,000円 (詳しくは、募集のしおり[案内編]7ページを参照してください。) 田 \mathcal{C} \mathcal{C}

O

三点下下十月~ 床茎	2	044 (244) 0000	田名
ŧ	五年日	電話番号	
/			
	Ħ	胀	氏 名
ョウジ カブシキガイシャ エ ユート ト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		冏事 休功芸任 呂莱3	川崎 太郎
イルイ	())	氏 名
(アロガナ)		承	5 5 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
1 十/4 1.1	λ (の割務先	入居予定者のうち

		・廃業		
		過職		<u> </u>
				社寮
		田		完
		#		社
		令和		5
				信家
	氏 名	年月日		· \(\(\(\(\(\(\) \) \)
	1			1.3
		・廃業		(7/\°-
		溶離		賃貸
				4
		Щ		7
		Ħ		間借り
		令和		人宅
				3 知
	名	年月日		
	出	中		
		・廃業		賃貸)
	太郎	⊟ 0		親族
		1月1		2
	劉川	∌ 9		溪)
		令和 (悪
		Ų⊢		親族宅
	名	年月日		1
	出			9
	757	田以降職門の行		申込者の
	3子定者 左1日	年1月は事業を		
	$ \prec$	高麗区		

申込者(:

社宅 (会社寮)	40色(し、トイレンが事場が共同	先への通勤に2時間以上かかる	(浴室) がない	
5	20	唱	の勤務		
河・借家		親族以外と同居し、「	川崎市内の	自宅に風呂	/
÷		М	9	6	
1) 賃貸 (アパート・マンション・イ	具営住宅	(田) 0000,09		いるが、同居できる住宅がない	
A	0		-居住	《同居	
知人宅間借り	市営住宅	家賃が高い(月額	住宅でない建物に	別居中の親族がいるた	0 その他(
n	∞	(2)	D.	8	10
親族宅(賃貸)	UR (公団) 賃貸住宅	(一人当たり豊)	後に証明提出)	きる住宅がない	を提出できる)
7	7	畳以下」	(当選後	るまる	に婚姻届7
(持家)	貸住宅	ハ「4畳	要求あり (同居	1
親族宅 (3	公社賃貸	部屋が狭い「4	立退き要対	婚約中だが、	(使用手続ま
ďŀ	HMT.	,1 部屋が狭U	4 立退き要う	婚約中だ	田
ďŀ	現在の住宅 6 公社賃	1 部	に 4 立退き	理由。	田

松器 欄の住所地以外に郵送を希望する場合、記入してください。 不備コー [現住所] 띪 抽選番号通知書等)の郵送先を (不備通知書、 特別な事情により本事込に関する書面

申込書の記式例は、募集のしおり【案内編】 25から27ページを参照してください(不明気がある場合は、電話044-244-7578へお問い合せください)

5更理由 通知先等

に5人で居住 (喜 8+喜 9+喜 9) 4畳以下にならなければ該当しません。 3DK (6畳・6畳・8畳) ÷5人=4畳 20畳 囫

住宅に困っている理由が1~9に該当しない 「生活に困っている」理由ではありません。 場合は記入してください。

■ 申込書 裏面

「個人情報の利用について」の記載内容に同意のうえ、 お申込みください。

今後の募集業務の参考にするため、アンケートに ご協力ください。

個人情報の利用について

当公社は、次の定めに従い本申込書に記載の個人情報を取り扱います。

個人情報の利用目的は、次のとおりとなります。

- (1) 利用する個人情報 本申込書に記載の住所、氏名、性別、生年月日、収入、障 害の有無、勤務先の情報等
- 2 個人情報の取扱い

当公社は、個人情報を「1利用目的」の範囲内で正確・最新の内容に保つように努め、 不正なアクセス、改ざん、漏えい等から守るため、必要かつ適切な安全管理措置を

- 3 個人情報の第三者への提供
 - (1) 取得方法 本申込書による。
 - (2) 提供する目的及び個人情報の項目 1のとおり
 - (3) 提供の手段又は方法 文書又は電子データ
- (4) 提供先(組織等) 川崎市(まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課)
- (5) 提供に関する契約の有無 有

なお、当公社は、次のいずれかに該当する場合を除き、上記 (1) \sim (5) で示した

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同 意を得ることが困難であるとき。
- あって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- とによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 個人情報を与えることの任意性等

第1項で示した個人情報の提出や第3項で示した個人情報の第三者への提供は、 いずれも拒否することができますが、その場合は第1項の利用目的を遂行できない場合

- 5 個人情報の開示、訂正、削除等
 - (1) 当公社の保有個人データについて、利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除及び 利用・提供の拒否権を請求することができます。
 - (2) 保有個人データに対する開示等の申出は、個人情報相談窓口にご連絡ください。

川崎市住宅供給公社

個人情報保護管理者 専務理事

- (2) 利用目的 川崎市営住宅使用資格確認のため

講じます。

以外の第三者への提供はいたしません。

- 本人が事前に承諾された場合
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務 を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得るこ

があります。

- 個人情報相談窓口 電話番号 044-244-7575 (代)

同居する親族・遠隔地扶養者

同遠居隔	フリガナ 氏 名	性別	続柄	生年月日	年齢	障害を有 交付され 障害の種	1ている
同遠		男		大・昭・平・令		身体 精神	級
居隔		女		年 月 日		知的	判定
同遠		男		大・昭・平・令		身体 精神	級 級
居隔		(女)		年 月 日		知的	判定
同遠		男		大・昭・平・令		身体 精神	級級
居隔		(女)		年 月 日		知的	判定
同遠		男		大・昭・平・令		身体 精神	級級
居隔		女		年 月 日		知的	判定
同遠		男		大・昭・平・令		身体	級
居隔		女		年 月 日		精神 知的	級判定

※同居する親族で収入がある場合はこちらに記入して下さい。

今後の募集業務の参考にするため、アンケートにご協力ください。

1 お申込みの際、最も優先する項目は何ですか。(一つ選んでください)

現住所の近く ・ 学校の近く ・ 病院の近く ・ 築年数 ・ 階数 エレベーターの有無 ・ 部屋の広さ ・ 交通の便 ・ 近隣店舗の有無

2 「入居者募集のしおり」について、わかりにくい部分はありましたか。

はい ・ いいえ

3 2の質問で「はい」を選んだ方へ

わかりにくい部分は、どこでしたか。

申込資格 ・ 収入計算 ・ 申込区分 ・ 最寄の交通機関

申込書の記入方法 ・ その他(

4 パソコンや携帯端末で、インターネットを利用していますか。

はい ・ いいえ

5 住宅供給公社のホームページ(主に市営住宅関連)を閲覧したことはありますか。

はい ・ いいえ

公社記入欄(申込者の方は記入しないでください。)

家族が多く表面に書ききらない場合や 遠隔地扶養者がいる場合は、この欄に 記載してください。

公社確認欄

/	/	/	/	/	/
資格審查					使用手続

14 定期募集以外の申込み

■常時募集

常時募集とは、定期募集において「応募がない等の理由による空家住戸」を、募集の期間を定めずに部屋を指定して申込順(先着順)で入居者を募集するものです。

(注) 入居者が決定(申込時を含む。) した住戸は、順次、申込受付を終了します。

1 申込資格・条件

募集する各区分に応じた申込資格を有する方が、申し込みすることができます。 なお、資格審査から使用手続等を含め、概ね2か月以内に入居(引越し)することが申込 条件となります。

2 「常時募集のしおり」 (毎週水曜日更新) 配布場所 川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課・溝ノ口事務所(公社ホームページにも掲載)

3 申込方法(水曜日が祝休日の場合は翌営業日更新となります。)

川崎市住宅供給公社の市営住宅管理課窓口で、所定の申込書に必要事項を記入してください(申込順のため、川崎市住宅供給公社の市営住宅管理課窓口以外での申込みは、受け付けておりません。)。

■ 車いす使用者向け

車いすを使用する方向けの住戸は、随時、登録制による受付を行っています。

ただし、登録されている方が多いことや空家が発生しにくいことから、入居までには数年 ほどお待ちいただいております。

1 登録(申込)条件

次の①~③のすべての条件を満たす方

- ① この冊子の6ページの申込資格を有すること。
- ② 身体障害者手帳1~3級の交付を受けていること。
- ③ 常時、車いすを使用していること。

2 登録(申込)方法

指定の書類に必要事項を記入していただきます。

3 登録後の注意事項

- ① 一度、登録した後も、年度ごとに登録を更新していただく必要があります。
- ② 空家が生じた場合は、登録順に個別に電話又は文書によりご案内します。

申込方法等の問合せ先

川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課 募集専用電話番号 044(244)7578 ホームページ https://www.kawasaki-jk.or.jp

15 住宅使用料(家賃)のしくみ

1 住宅使用料(家賃)のしくみ

市営住宅の使用料(家賃)は、次のように国と市が補助を行っています。

入居者の支払う 使用料 =

近傍同種の住宅の家賃

市営住宅の建設費の償還や維持管理に必要な使用料

国と市が補助する額

収入申告の必要あり

また、住宅使用料(家賃)は、次のように決定されます。 使用料は年度ごとに決定するため、入居後は、毎年、収入を申告していただきます。 なお、入居当初の使用料は、申込み時の月収額をもとに決定します。



区分	月収額の範囲	基礎使用料
1	0円~104,000円	34,400円
2	104,001円~123,000円	39,700円
3	123,001 円 ~ 139,000 円	45,400円
4	139,001円~158,000円	51,200円
5	158,001 円 ~ 186,000 円	58,500円
6	186,001 円 ~ 214,000 円	67,500円
7	214,001円~259,000円	79,000円
8	259,001 円 ~	91,100円

応益係数とは

- ① 国が定めた市の立地係数1.1
- ② 住宅の広さ 住戸専用面積÷ 65㎡
- ③ 築年数 (1 -築年数× 0.001)

て算出します。

④ 駅から直線距離・浴室の有無等1.03 ~ 0.7 で設定この4つの係数を掛け合わせ

月収額の区分と基礎使用料・応益係数については、物価や所得水準の変動等に応じて 定期的に改正する予定になっています。

使用料の算定例

月収額 110,000 円の世帯で、入居する住宅の応益係数が 0.5 の場合 基礎使用料 39,700 円×応益係数 0.5 = 19,800 円(百円未満切捨て)

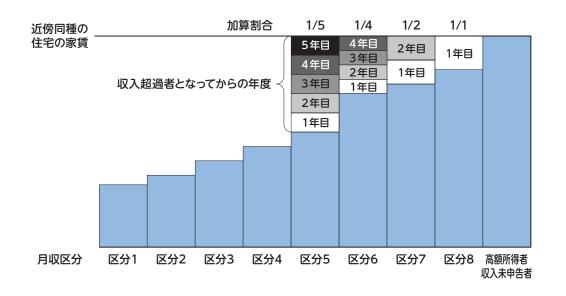
2 収入申告

住宅使用料(家賃)は、毎年の収入に応じて決定するため、市営住宅入居者は収入についての申告を毎年7月頃にしていただくことになります。申告を行わないと、国や市から補助が受けられなくなり、「近傍同種の住宅の家賃」となりますので、必ず申告をしてください。

3 **入居収入基準を超えた使用者の使用料**(収入超過者・高額所得者の使用料)

市営住宅に3年以上居住し、世帯の認定収入が**入居収入基準を超えた方は、収入超過者として認定**され、収入に応じた**加算額が加えられます**(最終的に**「近傍同種の住宅の家賃」**となります。)。

また、市営住宅に5年以上居住し、最近2年間連続して世帯の認定収入が**高額所得者収入基準**(313,000 円)を超えた方は、高額所得者として認定されます(準公営住宅等を除く。)。高額所得者に認定されると、住宅使用料の補助が打ち切られるため、「近傍同種の住宅の家賃」となります。



収入の基準(収入超過者基準)は、

- · 普通世帯 158,001 円以上
- ・ 特認世帯 214,001 円以上 になります。(特認世帯については、アページをご覧ください。)

4 収入超過者(高額所得者)の義務

収入超過者には、市営住宅の明渡しの努力義務が課せられます。

高額所得者の認定を受けた場合は、明渡期限までに市営住宅を明渡す義務が課せられます。 明渡期限を過ぎてもなお明け渡さない場合は、市営住宅の使用許可は取り消され、明渡訴訟の 対象となり、**さらに損害賠償金として、毎月、「近傍同種の住宅の家賃」の2倍の金額を請求されることとなります**(準公営住宅等を除く。)。

5 住宅使用料の減免制度

市営住宅の使用料は、収入に基づき決定されますが、次のような場合には使用料の減免制度が利用できることがありますのでご相談ください。

- ① 収入(非課税所得も含む。)が著しく低額であり、使用料の支払いが困難な場合
- ② 入居者又は生計を共にする方に、現に手帳や証明書の交付を受けている身体障害者、戦傷病者、知的障害者、原子爆弾被爆者、精神障害者又は公害病被認定者がいる場合(認定されている等級により適用されない場合もあります。)

16 川崎市特定公共賃貸住宅

世帯の所得月額(月収額)が市営住宅の申込基準額(158,000円以下)を超えた方は、市営住宅以外の公的賃貸住宅として「川崎市特定公共賃貸住宅」があります。

川崎市特定公共賃貸住宅は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」により中堅所得 者等を対象として川崎市が管理する住宅です。

住宅に申し込むには、次の申込資格のすべてに該当していることが必要です。

1 申込資格

- (1) 申込者が成人であること。
- (2) 自ら居住するための住宅を必要とする方で、同居しようとする親族があること(内縁関係にある方、婚約者及び川崎市パートナーシップ宣誓者を含む。)。
 - ア 内縁関係にある方は、住民票に「妻(未届)」又は「夫(未届)」とある方で戸籍上の 配偶者がいないこと。
 - イ 婚約者については、入居手続時までに婚姻を証する戸籍謄本等が提出できること。
 - ウ 夫婦を別世帯としたり、扶養関係のある親子を別々とするなど家族を不自然に分割又 は合併して申し込むことはできません。
- (3) 川崎市内に居住している(住民登録をしていること。)又は川崎市内に勤務先のある方
- (4) 世帯の所得月額(月収額)が、次の収入基準の範囲内であること(7~14ページ参照)。

収入基準 158,000円~487,000円

- ※ 同居又は同居しようとする親族(内縁関係にある方及び婚約者を含む。)の所得は、合算します。
- ※ 申込み時に収入があるときは、申込み後に退職等が予定されている場合でもその収入は、合算されます。
- ※ 18 歳未満のお子様がいれば、所得月額 158,000 円以上の基準は、お子様 1 人あたり10,000 円の引き下げができます。

例 18 歳未満人数が 1 人 ⇒ 所得月額 148,000 円以上で申込み可能 2 人 ⇒ 所得月額 138,000 円以上で申込み可能

(5) 申込者又は同居しようとする親族(内縁関係にある方及び婚約者を含む。)が暴力団員でないこと。

※暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

- (6) 住民税・家賃の滞納がないこと。
- (7) 住宅内で他の居住者と円満な共同生活ができること。
- (8) 自家所有者(同居しようとする親族に自家所有者がいる場合も含む。)は、申し込むことはできません。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、申し込むことができます。
 - ア 著しく老朽化している住宅で、特定公共賃貸住宅入居後1か月以内に取り壊しができ、 その後1か月以内に取り壊しを証明できる登記簿謄本を提出できる方(入居手続時に取り 壊しの契約書等の書類が必要です。)
 - イ 差押又は正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる方(入居手続時に所有権移転登記後の登記簿謄本等が必要です。)
- (9) 緊急連絡人を立てられる方(緊急連絡人については、21 ページをご確認ください。)

2 敷金・共益費について

敷金は、月額使用料の3か月分です。敷金には補助は無く、利子も付きません。退去時に返還しますが、退去時に未納の使用料等があるときは、敷金から控除します。

共益費は、建物の共用部分の電球代、上下水道料及びエレベーターの電気料等に要する費用 に使用します。共益費は、自治会等の代表者に直接、お支払いください。

3 物件一覧

住宅名	所在地・交通	管理戸数	間取り・ 専有面積	月額 使用料	敷金	共益費	管理開始 年月日
千年新町 3号棟	高津区千年新町 45 番地 JR 南武線「武蔵新城」駅 下車徒歩 10 分	39	3LDK 71.19㎡	105,000円	315,000円	由紀余	H14.4.1
宿河原東 2号棟	多摩区宿河原 7-13-2 JR 南武線「宿河原」駅 下車徒歩 10 分	9	3DK 63.20㎡	107,100円	321,300円	に別途支	H16.4.1
中野島多摩川 2号棟	多摩区中野島 5-2-2 JR 南武線「中野島」駅 下車徒歩 15 分	75	3LDK 71.60㎡	88,400円	265,200円	払ってく	H6.4.1
中野島多摩川 3号棟	多摩区中野島 5-2-3 JR 南武線「中野島」駅 下車徒歩 15 分	42	3LDK 71.60㎡	88,400円	265,200円	ださい	H7.4.1

- (注) 月額使用料は、改定する場合があります。
- ※ 空きがない場合があります。空き状況はお問合せください。

川崎市特定公共賃貸住宅の募集に関する問合せ先

川崎市住宅供給公社 事業部管理営業課

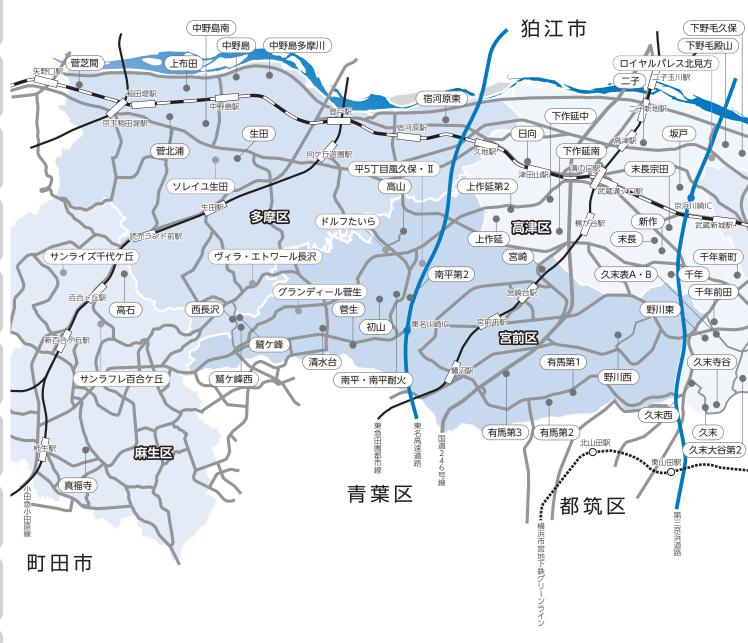
TEL 044(230)1759 (先着順にて受付)

受付時間 8:30~11:30 13:00~17:00

定休日 祝日、年末年始、その他の臨時休業については、ホームページでお知らせいたします。

17 川崎市営住宅地図

調布市



世田谷区

東京都



案 内 図

川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課

(定期募集期間中は、土・日・祝休日も申込書の受付を行います。)



川崎市住宅供給公社 溝ノ口事務所

(受付は、平日のみとなります。)



市営住宅募集についての問合せ先

川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課

2044(244)7578

受付時間 8時30分~17時15分

- ※電話相談は、土・日・祝休日は受け付けておりません。
- ※駐車場はありませんのでご来社の際は、公共交通機関をご利用ください。

編集・発行:川崎市住宅供給公社